

## 資料2

### ホログラム商標に関する審査基準について（案）

平成26年9月

#### 1. 定義について

改正商標法第5条第2項第1号には、「商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標」（以下「変化商標」という。）が規定されている。

「ホログラム商標」は、上記の変化商標に含まれるものとして整備される方向である<sup>1</sup>。

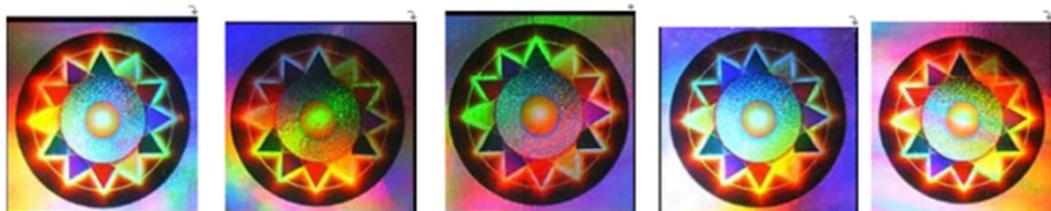
#### 2. 出願方法について

ホログラム商標の出願においては、願書の記載として、商標のタイプの記載、商標登録を受けようとする商標、商標の詳細な説明の提出が想定される。<sup>1</sup>

##### （1）「商標登録を受けようとする商標」の記載方法

ホログラム商標は、見る角度や光の当たり具合によって変化して見える文字や図形等を一又は複数の図又は写真により表現することが想定される。<sup>1</sup>

＜海外の登録例＞



韓国登録（登録番号 4009318260000）

##### （2）「商標の詳細な説明」の記載

商標の詳細な説明は、願書に記載した商標登録を受けようとする商標を特定するため、次のような記載を求めることとしてはどうか。

すなわち、構成要素としての文字や図形等の標章の説明やホログラムの効果（立体的描写となる効果、光により反射する装飾効果、角度により画像面が変化する効果等）等についての具体的かつ明確な説明を求めてはどうか。

<sup>1</sup> 今後定められる商標法施行規則において規定される予定である。

### <海外の登録例（上記 4009318260000 号<sup>2)</sup> >

正方形（最外枠）の中心部に同心円図形2個が位置し、そのうち大きい円図形の外部周囲に三角形図形12個が並列に配置されており、更にその三角形図形の端部分に線で円図形が形成されており、その外部にまた円図形があることを特徴とする。見る角度によって図形全体の色彩が様々に変化する。商標登録を受けようとする商標は順序(左から1－5)のままに、ホログラムの商標を正面、左、右、上、下から撮影した時に見られる色彩の代表を表したもの。

#### （参考）主要国・地域における審査基準等

- 米国においては、原則として2以上の複数の画像が含まれている場合には、拒絶される。<sup>3)</sup>
- 欧州共同体商標としてホログラムを登録する場合には、すべての異なる視点からの図面を表した1以上の標章見本を提出する。<sup>4)</sup>

#### （3）一商標一出願について

いくつかの国（例：米国、韓国）において、ホログラムが平面上に複数の表示面を与えるために使用されているときには、一商標一出願違反として拒絶される。

他方で、こうした商標の登録を認める国もある。（例：英国、豪州）

こうした状況を踏まえ、我が国として、ホログラムが平面上に複数の表示面を与えるために使用されているときに、一商標一出願違反とするか否かについて検討する必要があるのではないか。

しかし、こうした表示は、現在、平面商標において文字を多段書きにしたり、立体商標において異なる面に図形を表示したりする場合等と同様に考えることもでき、ホログラム商標のみ特別に扱う事情はない（一商標一出願違反とはしない）と考えることもできるのではないか。

## 3. 識別力について

### （1）基本的な考え方

ホログラム商標の識別力は、文字や図形等の標章とそれが変化する状況を商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明から特定し、全体として判断する必要がある。

ホログラムが平面上に複数の表示面を与えるために使用されているときは、それぞれの表示面に描かれた要素に着目して全体の識別力を判断する必要があるのではないか。

<sup>2)</sup> 韓国登録（登録番号 4009318260000）の商標の説明を事務局が一部修正したもの。

<sup>3)</sup> Trademark Manual of Examination Procedure(TMEP) 1202.14 Holograms

<sup>4)</sup> OHIM Manual of Trade Mark Practice, Part B: Examination, 8.6, Section 2: Examination of formalities, 9.6 Holograms

### ①識別力がないと考えられる例

識別力のない文字、図形等からなるホログラム商標については、商標全体として識別力を否定することが多くなると考えられる。

(例：商標「立体的に描写された『おいしい』の文字」、指定商品「りんご」)

### ②識別力があると考えられる例

識別力を有する文字、図形等を含むホログラム商標については、商標全体として識別力を肯定することが多くなると考えられる。

#### (参考) 主要国・地域における審査基準等

- 韓国においては、提出された図面又は写真と商標説明書を通じて特定される全体的な外観（以下”ホログラム全体”という。）が指定商品の品質や用途、目的等の性質表示を直接的に表していると認定される場合（性質表示商標）、ホログラム全体が簡単かつありふれた表示であると認定される場合、ホログラム全体が、指定商品と関連のある分野において一般的に使用され又は使用され得る表示である場合（その他識別力がない標章）には、識別力を有しない。
- 台湾においては、原則、ホログラム審査の重点は通常の平面商標と異ならない。ホログラムは多くが偽造防止安全機能に用いられており、消費者の認識もまた、同様である。したがって、ホログラムを商標として登録するには、偽造防止機能をそなえたラベル又は商品の装飾にすぎないと見ているのではないことを証明しなければならない。

#### (2) 使用による識別力を認めるための証拠方法等

伝統的商標の場合と証拠方法（提出資料）については異なるところはないと考えられるため、現行の商標審査基準 第2 第3条第2項（使用による識別性）3. (2) と同様となるのではないか。

### 4. 不登録事由（商標の類否）について

ホログラム商標についての類否判断については、次のように考えられるのではないか。

すなわち、ホログラム商標は、ホログラムの表示面に表示された文字や図形などの構成全体から生ずる外観、称呼及び觀念をもとに、商標の類否判断をするのではないか。

以下では、ホログラム商標に特有の問題であるホログラムが平面上に複数の表示面を与えるために使用されているときの商標の類否判断について示す。

## 資料 2

〈例1：複数表示面の各構成要素が不可分的に結合していると考えられる場合〉

成語が複数の表示面に分割されて表示されている等、複数表示面の各構成要素が不可分的に結合していると考えられる場合には、要部観察をすべきとする特段の事情がない（一連一体の商標）といえることから、当該成語の一部から成る文字商標とは類似しないことが多いと考えられる。

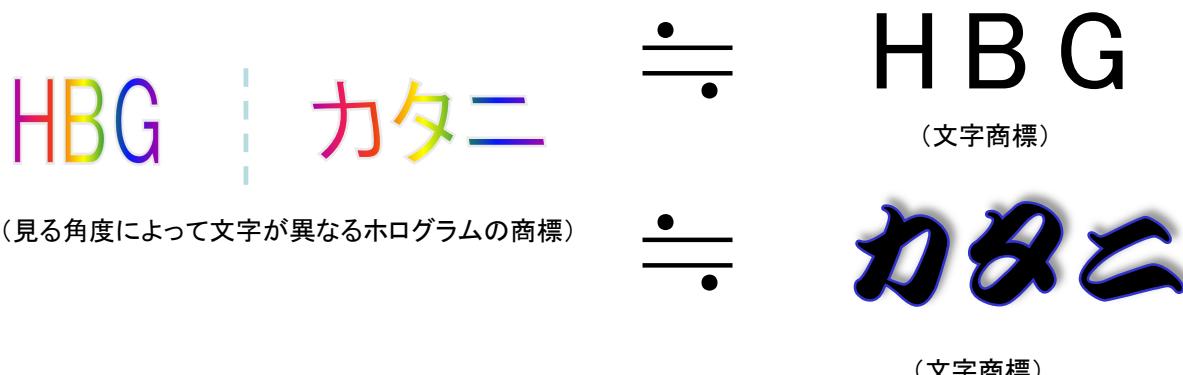


(文字商標)

(見る角度によって文字が異なるホログラムの商標)

〈例2：複数表示面の各構成要素が不可分的に結合していると考えられない場合〉

特段の意味を有しない造語等が複数の表示面にそれぞれ表示されている等、複数表示面の各構成要素が不可分的に結合しているとまでは言えず、各構成要素の商標全体に占める割合が低い等の事情がないような場合には、要部観察も行うことが適当であることから、各表示面に表示された文字から成る文字商標とは類似することが多いと考えられる。



## &lt;例3：多数の表示面に標章が表示されている場合&gt;

ホログラム商標が多数の表示面を有し、それぞれに文字や図形が表示されている場合には、各構成要素が不可分的に結合しているとは言えなければ、要部観察を行うことも考えられる。しかし、要部観察をしようとしている表示面に表示された文字や図形の全体に占める割合が低い場合等には、一の表示面に描かれた図形等と類似する商標であっても、全体としては類似しない場合が多いと考えられる。



(見る角度によって図形が異なるホログラムの商標)



(図形商標)

## (参考) 主要国・地域における審査基準等

- 米国においては、他人の商標との抵触については、通常商標と同様に、混同を生ずるおそれ (likelihood of confusion) の有無によって判断。この判断については、以下の点が考慮される。<sup>5</sup>
  1. 標章の全体の外観、称呼、觀念、商業的印象の類否
  2. 商品・サービスの関連性
  3. 商取引経路の類否
  4. 対象となる取引者の状況
  5. 類似する商品に類似する標章の使用する数や特徴
  6. 出願人と先行商標権者との有効な合意
- 英国においては、通常商標と同じく指定商品等の分野における通常の需要者の注意力をもとに、商標同士の外観・称呼・觀念を比較し、全体の印象をもとに判断する。<sup>6</sup>
- 韓国においては、ホログラム商標は、その特性上立体商標と類似な点が多いため、立体商標の項を準用して判断する。(審査基準第21条第13項)

<sup>5</sup> Trademark Manual of Examination Procedure(TMEP) 1207.01 Likelihood of Confusion

<sup>6</sup> 平成24年度「視覚で認識することができない新しいタイプの商標に関する各国の制度・運用についての調査研究報告書」

## 資料2

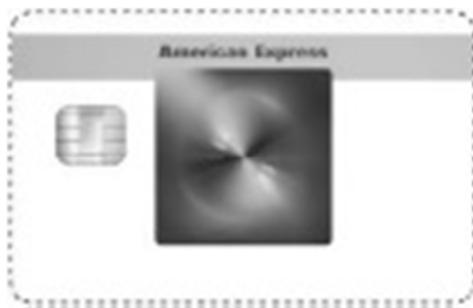
(参考：審査基準第21条第13項)

標章が立体的形状である場合には、見る方向によって認識される外観が異なるという特殊性があるため、次の各号に従って類否を判断する。

1. 立体的形状のある特定の方向において認識される外観が平面標章又は他の立体的形状のそれと類似な場合には、両標章は類似なものとみる。
2. 立体的形状の称呼又は觀念は、形状の全体的な外観のみでなく、ある特定の方向において認識される外観によっても発生するものとみる。
3. 立体的形状と文字が結合されている場合、原則として当該文字部分のみにより称呼又は觀念が発生するものとみる。

### <参考：主要国・地域の登録例>

#### (例1)



国又は地域（機関）：米国

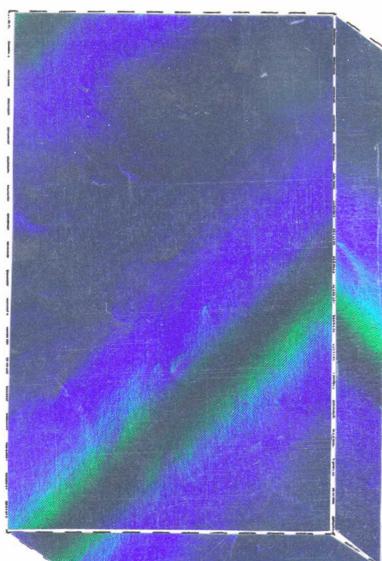
商標番号：3045251

指定商品・役務：第36類（クレジットサービス）

説明文：Color is not claimed as a feature of the mark. The mark consists in part of a hologram image in the center of the mark. The stippling is a feature of the mark.

（仮訳：色彩の権利主張なし。商標の中央部にホログラムイメージを点彩してなる。）

#### (例2)



国又は地域（機関）：O H I M (C T M)

商標番号：2559144

指定商品・役務：第34類（タバコ）

説明文：The mark as shown in the attachment consists of holographic paper that reflects the spectrum of colour in a pattern of oblique, parallel lines applied to the surface of a package; the dotted lines shown in the drawing form no part of the mark, and are for 3-d illustrative purposes only.

（仮訳：商標は、容器の表面に使用される傾斜した平行線のパターン中の色のスペクトルを反映するホログラフィー紙から構成される。図面の中で示される点線は、商標の一部を構成せず、立体の説明のために記載されている。）

## 資料2

### ○商標登録出願（改正法）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる

2 (略)

（商標登録出願）

第五条 (略)

2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標

二～五 (略)

3 (略)

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

（拒絶の査定）

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一・二 (略)

三 その商標登録出願が第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する要件を満たしていないとき

### ○識別力（改正法）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

## 資料2

- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
  - 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
  - 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標
- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。